平成２７年（フ）第６１号
長野県東御市羽毛山717番地１　市営住宅羽毛山住宅団地Ｃ－204号
債務者　金子　厚典
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第１６５号
兵庫県姫路市下手野５丁目９番１－602号市営船越住宅１号棟
債務者　廣畑　淳子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１８５号
兵庫県加古川市尾上町養田348番地の５　白寿荘１号
債務者　松ヶ下郁人
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１９１号
兵庫県姫路市香寺町中寺259番地129
債務者　金井　佳子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１９５号
兵庫県姫路市花田町加納原田409番地１　イーストリバー105
債務者　森田　大輔（旧姓小泉）
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２０１号
兵庫県姫路市飾磨区今在家６丁目159番地　プレステージ姫路今在家405号
債務者　松藤　里美
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３３６号
広島市安佐北区落合南４丁目18番３号
債務者　森下　和弘
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３４１号
広島市西区南観音町23番18－201号
債務者　髙士　光次
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３５１号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張4975番地496
債務者　山内　　亙
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３５９号
広島市安佐南区緑井２丁目５－21倉西コーポ403号、前住所広島市安佐南区緑井２丁目14番９－202号
債務者　小地原梨美（旧姓助田）
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８１１号
福岡県糟屋郡志免町南里２丁目８番６号
債務者　松岡茂夫こと　白　　龍洙
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８８号
大分市寺崎町２丁目７番９号
債務者　山﨑　美樹
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６２号
東京都墨田区石原３丁目19番10－1101号　ライオンズマンション両国第５
債務者　東舘　正英
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで　富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２３号
山梨県南アルプス市吉田891番地　県営豊団地３－103、前住所山梨県南アルプス市十五所1268番地７
債務者　小倉　美穂
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４８号
佐賀県藤津郡太良町大字大浦戊327番地２、前住所東京都板橋区向原３丁目１番17－303号
債務者　堤　　勇希
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第８０号
滋賀県近江八幡市安土町下豊浦2836番地１206号
債務者　喫茶・軽食アクアこと　東條　知保
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第８５号
滋賀県彦根市後三条町595番地７　302号、前住所滋賀県彦根市西沼波町203番地５　303号
債務者　四枝　謙一
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで　大津地方裁判所彦根支部